

No. 11 道路舗装の修繕について（令和 2 年 3 月受付）

内容	私共の自宅の前の県道の水道工事（復旧）をやって頂いたものですが、復旧後、幾度となくお骨折りを頂き、手直しや、やり直しの実施して頂きました。その後も私共の事務所の方は、振動が強くて、室内の蛍光灯や時計等も落下したり、この振動に困惑を重ねております実情です。昨年も幾度となく水道課の職員の方にお問い合わせをしましたが、確かに一時よりお蔭様でよくなっておりますが、県道の地盤がよくない為か振動が強く、特に二階においては、テーブルに置いてある物さえ、揺れる様な現状で、事務所の塗装をすべく業者に見てもらった所、振動が強い為、コーキングがもたない等の事をいわれ非常に困惑しておりますので、従前の様に振動のない様に舗装の張り直し等、工夫して頂きたく是非とも心情を御賢察の上特段の御理解を賜りたく、お願いを致します。
回答	ご自宅前の県道については、平成 29 年 2 月に水道管の漏水に伴う修繕工事、舗装仮復旧工事を行いました。その直後に舗装面の段差や沈みなどが発生したため、再度舗装仮復旧工事を実施しております。 その後は、舗装本復旧工事や段差解消工事を経て現在に至っております。 今回の件で現状を確認したところ、舗装の継ぎ目にひび割れや段差があることを把握しております。 また、ご要望のありました舗装のやり直しでございますが、既に舗装の通常管理が千葉県（夷隅土木事務所）に移行しているので、道路管理者である千葉県と相談しながら進めたいと考えます。 再度の舗装工事については、令和 2 年度予算の対応となりますが、予算にも限りがあることから、必要な範囲での舗装工事となることをご理

	解くくださいますようお願い申し上げます。
--	----------------------